

発議案第1号

八千代市特別職の職員の給与，旅費及び費用弁償に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

上記の発議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第14条第
1項の規定により提出します。

平成23年2月23日

八千代市議会

議長 林 利彦 様

| | | | |
|-----|----------|-------|---|
| 提出者 | 八千代市議会議員 | 菅野文男 | ⑩ |
| | 同 | 緑川利行 | ⑩ |
| | 同 | 横山博美 | ⑩ |
| | 同 | 松井秀雄 | ⑩ |
| | 同 | 秋葉就一 | ⑩ |
| | 同 | 小林恵美子 | ⑩ |
| | 同 | 横田誠三 | ⑩ |

提案理由

財政事情を考慮し、議長等に支給する期末手当の加算額を任期中削減する。

これが、本案を提出する理由である。

八千代市特別職の職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部
を改正する条例

八千代市特別職の職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例（昭和49年八千代市条例第1号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

- 16 平成23年4月1日から平成27年1月14日までの間に支給される議長等に係る期末手当の額は、第3条第4項の規定にかかわらず、同項中「当該議員報酬の月額に100分の15」とあるのは「当該議員報酬の月額に100分の10」と読み替えて算定する。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。